

さいたま市条例第8号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(夜間営業騒音等の規制)</p> <p>第55条 夜間において次に掲げる営業を行う者は、当該営業に係る夜間における騒音について、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>公衆浴場営業（さいたま市公衆浴場法施行条例（平成24年さいたま市条例第78号）第5条第2項に規定する公衆浴場のうち、保養又は休養のための施設を有するものにおいて行うものに限る。）</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第60条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>元請業者</u> 建築物その他の工作物（以下この節において「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下この節において「解体等建設工事」という。）を施工しようとする者で、<u>当該解体等建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注する者（以下この節において「発注者」とい</u></p>	<p style="text-align: center;">(夜間営業騒音等の規制)</p> <p>第55条 夜間において次に掲げる営業を行う者は、当該営業に係る夜間における騒音について、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>喫茶店営業（食品衛生法施行令第35条第2号に掲げるものをいう。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>公衆浴場営業（公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）第5条第2項に規定する公衆浴場のうち、保養又は休養のための施設を有するものにおいて行うものに限る。）</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第60条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>受注者</u> 建築物その他の工作物（以下この節において「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（<u>当該建設工事が石綿排出等工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。</u>以下この節において「解体等建設工事」という。）を施工しようとする者で、<u>当該建設工事（他</u></p>

う。)から直接請け負うものをいう。

(解体等建設工事に係る事前調査及び説明等)

第61条 元請業者は、石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査を行うとともに、発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するときは、規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 発注者は、元請業者が行う前項の調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講じることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 元請業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 自主施工者(解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。)は、解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するか否かについて、第1項の規則で定める方法による調査を行うとともに、前項の規則で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 元請業者又は自主施工者は、第1項又は前項の規定による調査に係る解体等建設工事を施工するときは、第3項又は前項に規定する記録の写しを当該解体等建設工事の現場に備え置かなければならない。

(事前調査の結果の掲示等)

第62条 前条第1項又は第4項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、当該使用が確認された建築物等に係る石綿排出等工事に着手する日の7日前から当該石綿排出等工事が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を当該石綿排出等工事の現場において公衆に見やすいように掲示するとともに、その内容を工事関係者に周知し、石綿飛散防止対策の徹底を指示しなければならない。

2 前条第1項又は第4項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されなかったときは、当該解体等建設工

の者から請け負ったものを除く。)を発注する者(以下この節において「発注者」という。)から直接請け負う者をいう。

(解体等建設工事に係る事前調査及び説明等)

第61条 受注者は、石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査を行うとともに、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するときは、規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講じることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下この節において「自主施工者」という。)は、当該解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

(事前調査の結果の掲示等)

第62条 前条第1項又は第3項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、当該使用が確認された建築物等に係る石綿排出等工事に着手する日の7日前から当該石綿排出等工事が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を当該石綿排出等工事の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その内容を工事関係者に周知し、石綿飛散防止対策の徹底を指示しなければならない。

2 前条第1項又は第3項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されなかったときは、当該解体等建設工

事の着手日から完了日までの間、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を当該解体等建設工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業実施基準)

第63条 市長は、石綿含有建築材料の種類及び石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法及び石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散する石綿の濃度の測定に関する基準として、石綿排出等作業に係る基準（以下この節において「作業実施基準」という。）を規則で定めるものとする。

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務等)

第65条 石綿排出等工事の元請業者若しくは当該石綿排出等工事の全部若しくは一部（石綿排出等作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。）を請け負った他の者（その請け負った石綿排出等工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下この節において「下請負人」という。）又は自主施工者は、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

2 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定した石綿排出等工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該石綿の濃度が敷地境界基準を超えたことを確認したときは、直ちに、その測定結果を市長に報告しなければならない。

(石綿濃度の測定計画の提出等)

第66条 [略]

2 石綿排出等作業の元請業者は、発注者に対し、測定計画について、規則で定めるところにより、書面を交付して説明しなければならない。

(石綿排出等作業完了報告書の提出等)

第67条 [略]

2 石綿排出等作業の元請業者は、発注者に対し、測定結果及び実施状況について、規則で定めるところにより、書面を交付して説明しなければならない。

(勧告)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

(1) 元請業者が第61条第1項の規定による調査を行っていないとき。

事の着手日から完了日までの間、その旨を当該解体等建設工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業実施基準)

第63条 市長は、石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法及び石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散する石綿の濃度の測定に関する基準として、石綿排出等作業に係る基準（以下この節において「作業実施基準」という。）を規則で定めるものとする。

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務等)

第65条 石綿排出等工事を施工する者は、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

2 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定した石綿排出等工事を施工する者は、当該石綿の濃度が敷地境界基準を超えたことを確認したときは、直ちに、その測定結果を市長に報告しなければならない。

(石綿濃度の測定計画の提出等)

第66条 [略]

2 石綿排出等作業の受注者は、発注者に対し、測定計画について、規則で定めるところにより、書面を交付して説明しなければならない。

(石綿排出等作業完了報告書の提出等)

第67条 [略]

2 石綿排出等作業の受注者は、発注者に対し、測定結果及び実施状況について、規則で定めるところにより、書面を交付して説明しなければならない。

(勧告)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

(1) 受注者が第61条第1項の規定による調査を行っていないとき。

(2) 自主施工者が第61条第4項の規定による調査を行っていないとき。

(3) 元請業者又は自主施工者が第61条第5項の規定による備置きを行っていないとき。

(4) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者が第62条第1項の規定による掲示を行っていないとき。

(5) 石綿排出等工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が第65条第2項の規定による報告を行っていないとき。

(6) [略]

2 [略]

3 市長は、石綿排出等工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該石綿排出等工事において作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、作業実施基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(発注者等の配慮)

第70条 発注者は、元請業者に対して、設計図書の提供その他の解体等建設工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

2 石綿排出等工事の発注者は、当該石綿排出等工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出等工事の請負契約に関する事項について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

3 前項の規定は、石綿排出等工事の元請業者が当該石綿排出等工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるとき及び下請負人が当該石綿排出等工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

(2) 自主施工者が第61条第3項の規定による調査を行っていないとき。

(3) 受注者又は自主施工者が第62条第1項の規定による掲示を行っていないとき。

(4) 石綿排出等工事を施工する者が第65条第2項の規定による報告を行っていないとき。

(5) [略]

2 [略]

3 市長は、石綿排出等工事を施工する者が当該石綿排出等工事において作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、当該石綿排出等工事の受注者又は自主施工者に対し、期限を定めて、作業実施基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(発注者の配慮)

第70条 建設工事の発注者は、当該建設工事の施工者に対して、設計図書の提供その他の当該建設工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

2 石綿排出等工事の発注者は、当該石綿排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出等工事の請負契約に関する事項について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第55条の改正は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例第61条、第62条、第65条及び第70条の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を

経過する日以後に着手する建設工事（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）による改正前の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。